

公立高校定時制課程における主権者教育の取り組み

—「課題発見」・「課題解決」に注目して—

法政大学キャリアデザイン学部兼任講師 窪 和広

1 はじめに

(1) 研究の目的・方法

本稿は、2019年11月に、東京都立A高等学校定時制課程における「シティズンシップ」という2年次以上の配当の学校設置の自由選択科目において、実践された主権者教育に関する実践報告である。研究方法としては、2019年11月11日の授業実践についてフィールドノーツを取り、授業前後に授業担当教員へのインタビュー、授業指導案を基に検討する。

2022年度から、高等学校公民科に必修設置科目として「公共」が設置されることが決定している。

各高校公民担当教員は、新科目「公共」で扱う主権者教育について、これまで以上に授業実践の方法を模索しているところである。本稿が全国の高校公民担当教員の授業実践の一考になればと思うものである。以下では、最初に日本におけるシティズンシップ教育について、振り返ってみたい。

(2) 日本におけるシティズンシップ教育の歩み

シティズンシップ教育は、1990年代ごろから、イギリス、ドイツ、フランス、北欧の国々で推進されたものである。日本のシティズンシップ教育に関する歩みについては、以下、坂井清隆(2019)の分析を参照に述べる。日本で最初にシティズンシップ教育に関する提言を行ったのは、経済産業省が2006年に発表した『シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会 報告書』とその概要をまとめたパンフレット「シティズンシップ教育宣言」である。この報告書・パンフレットにおいて「市民一人ひとりが、社会の一員として、地域や社会での課題を見つめ、その解決やサービス提供に関わることによって、急速に変革する社会の中でも、自分を守ると同時に他者との適切な関係を築き、職に就いて豊かな生活を送り、個性を発揮し、自己実現を行い、さらによりよい社会づくりに参加・貢献するために必要な能力」を身に付けることを目標とした教育を「シティズンシップ教育」と呼び、日本が成熟した社会の形成のために必要であるとしている。この報告書について坂井(2019)は「経済産業省が、経済分野での活動に必要な知識として、市場原理、景気、資本主義の仕組み、ボーダーレス経済、消費者の権利、労働者の権利、多様な職業の存在と内容、税制、社会保障制度などの獲得が、これからの日本の経済を支え、幅広い市民活動と結びついてくることを意図している」と分析している¹。

総務省(2012)の『常時啓発事業の在り方等 研究会 最終報告書 社会参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して～新たなステージ『主権者教育』へ～』において、「政治的な側面からシティズンシップ教育(最終報告書では主権者教育と同義)の必要性を提示している。この最終報告書では「政治を決めるのは最終的には有権者の資質である」とし、「新しい主権者像のキーワードの一つとして「社会参加」を挙げている。そして、知識を習得するだけでなく、実際に社会の諸活動に参加・体験することで社会の一員としての自覚をもたせ、主権者としての資質・能力を高めようとしている²」。

内閣府(2013)は、『子ども・若者白書』において、「社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度等を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育(シティズンシップ教育)を推進します」とし、「社会形成・社会参加に関する教育(シティズンシップ教育)の推進」が盛り込まれたほか、2013年度より、文部科学省も、「地域の抱える具体的な課題の解決に係る体験的・実践的な学習を学校と地域が連携して行うためのプログラム開発に関する調査研究」を教育委員会などに委託し、中学生と高校生の社会参画に係る実践力の育成を図る事業を行っている³。

また、2014年には、中央教育審議会「道徳に係る教

¹ 坂井清隆(2019)「シティズンシップ教育実践の研究—シティズンシップ教育実践のための理論的基盤の明示—」『福岡教育大学大学院教職実践専攻年報』 第9号 54頁

² 坂井清隆(2019)「シティズンシップ教育実践の研究—シティズンシップ教育実践のための理論的基盤の明示—」『福岡教育大学大学院教職実践専攻年報』 第9号 54頁

³ 坂井清隆(2019)「シティズンシップ教育実践の研究—シティズンシップ教育実践のための理論的基盤の明示—」『福岡教育大学大学院教職実践専攻年報』 第9号 54頁

育課程の改善等（答申）」において「道德教育は、人が一生を通じて追求すべき人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもある」とし、「キャリア教育や社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育（いわゆるシティズンシップ教育）等の充実の観点からも、外部の人材の協力を得る」としている⁴。

文部科学省は2015年11月に「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、2016年3月に「中間まとめ」を公表し、主権者教育の目的を「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるのみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を、身に付けさせること」とした。また、授業実践では子ども・若者を対象とした取り組みに限定しても、東京都品川区の「市民科」や神奈川県では全県立高校で2011年度から①政治参加教育、②司法参加教育、③消費者教育、④道德教育の4つの柱でシティズンシップ教育を実施するなど、自治体単位でシティズンシップ教育を推進する自治体が数多く出てきている。

以上のことから、シティズンシップ教育・主権者教育とは選挙管理委員会と共同で行う投票活動のみを指しているわけではなく、課題解決や社会の構成員として主体的に担う力することを身につけさせることが求められていると理解することができる。次節では、シティズンシップ教育・主権者教育の中心でなるであろう新科目「公共」と現在、シティズンシップ教育・主権者教育の中心であろう「現代社会」の相違について述べる。シティズンシップ教育・主権者教育は公民科だけで行うのではなく、総合的な学習の時間や、他の教科においても、社会的な課題を考える力や課題を解決する力を身に付けるような取り組みを行うことが望まれる。

（3）新科目「公共」の特徴

2022年度から新設される新科目「公共」の特徴について、現行の「現代社会」との科目の「目標」と「内容」の違いから、文部科学省（2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編』（以下『解説』と略す）に基づき検討してみたい。本節は河合塾（2018）を参照している。

1) 「公共」と「現代社会」の共通性

「公共」の科目の「目標」は、「人間と社会の在り方

についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を育成することを目指す」と述べている。「人間と社会の在り方についての見方・考え方」について『解説』は、「社会的事象等を、倫理、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築や人間としての在り方生き方についての自覚を深めることに向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論等と関連付けること」と説明している。さらに『解説』は、「見方・考え方」を働かせる際に着目する視点として、「公共」における「幸福、正義、公正」などを挙げて、「学習における追究の過程においては、これらの視点を必要に応じて組み合わせて用いることが大切である」としている。「公共」と「現代社会」の科目としての目標において同じ文言は「広い視野に立」しかないが、「公共」において「幸福、正義、公正」という視点をを用いることは、「現代社会」の学習指導要領の「内容」においても言及されている。「幸福、正義、公正」の視点をを用いる点において、「公共」と「現代社会」において共通の部分がある。

2) 「公共」と「現代社会」の違い

「公共」と「現代社会」の違いとしては、学習指導要領の「目標」の記述に変化がみられる。学力の3要素（「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）について「目標」が規定されている。初めに「公共」の目標の記述を見た上で、「現代社会」の目標の記述の有無を述べる。

目標（1）は「知識・技能」の要素であり、「現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」（下線は筆者による）とあり、「現代社会」では下線部の記述はなかった。『解説』では、情報を収集する技能、情報を適切かつ効果的に読み取る技能、そして読み取った情報を効果的にまとめる技能の「三つの技能」を学習の中で養う重要性について述べている。その際に、「関連する各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、地図その他の資料の出典などを確認し、その信頼性を踏まえつつ適切に活用できるようにすることが大切であり、情報の出典や発信者の立場

⁴ 坂井清隆（2019）「シティズンシップ教育実践の研究—シティズンシップ教育実践のための理論的基盤の明示—」『福岡教育大学大学院教職実践専攻年報』 第9号 55頁

や意図を踏まえ、その信頼性や客観性、真偽などについて適切に吟味するよう指導を工夫することを求めている。

目標(2)は「思考力、判断力、表現力等」の要素であり、「現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う」(下線部は筆者による)とあるが、「現代社会」には、下線部の記述はなかった。目標(2)について、『解説』は、「収集した情報を取捨選択しながら事実を捉え、様々な立場の考え方があることを理解した上で判断する力を養成することや、機会の公正さや結果の公正さなど「公正」にも様々な意味合いがあることへの理解に基づき、現実社会の諸課題について判断できるようになる力を養成することを求める」としている。『解説』は、「合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う」ことは、「公共」における表現力に関わるものである。「公共」の学習において養われる表現力とは、学習の結果を効果的に発表したり文章にまとめたりする力だけを意味しているのではなく、「学習の過程で考察、構想したことについて議論することも含んでいる」と説明している。

目標(3)は「学びに向かう力、人間性等」の要素の部分であり、「よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や、公共的な空間に生き国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める」(下線部は筆者による)とあるが、「現代社会」には下線部の記述はなかった。これについて目標(3)の『解説』では「教育基本法及び学校教育法に規定されている公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」を「公共」において育成することが期待されると述べている。具体的な指導場面として、「主権者として、また、消費者などとしてそれぞれ求められる役割を責任などについて多面的・多角的に考察したり、深い理解につなげたりして、社会の発展に寄与する態度を養う」ことなどとしている。

以上の目標を達成するために「公共」の「内容」についても大きく変化している。「公共」の「内容」は、「A 公共の扉」「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する力」「C 持続可能な社会づくりの主体と

なる私たち」の3つの大項目から構成されている。「A 公共の扉」の項目は「(1) 公共的な空間を作る私たち」「(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」「(3) 公共的な空間における基本的原理」で構成されている。「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する力」では「(1) 主として法にかかわる事項」「(2) 主として政治にかかわる事項」「(3) 主として経済に関わる事項」として具体的な主題を設定している。「現代社会」の学習指導要領における「内容」は、「(1) 私たちの生きる社会」「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」「(3) 共に生きる社会を目指して」と3つの項目から構成されている。「(2) 現代社会と人間としての在り方」は「ア 青年期と自己の形成」、「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」、「ウ 個人の尊重と法の支配」、「エ 現代の経済社会と経済活動の在り方」、「オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割」の中項目で構成されている。「公共」と「現代社会」の内容を比較すると、「公共」の「内容」は「公共」「主体」「参画」というキーワードを新しく打ち出している点が大きな違いである。

以上から、「公共」の科目の「目標」では、「現代社会」の科目の「目標」と比べ、情報に関する三技能や、平和で民主的な国家や社会の形成者に必要な資質や能力を養成するという視点が加わるなど、育成する資質・能力の範囲が広がった。また、「目標」「内容」から諸課題の解決に向けて必要となる力や議論する力の養成をめざすなど、「主体的・対話的で深い学び」の指導に重点が置かれている。新科目「公共」ではこれまで以上に「主体的・対話的で深い学び」を達成するような授業実践が望まれている。

2 東京都立 A 高等学校における事例

(1) 東京都立 A 高等学校の概観

本稿で取り上げる東京都立 A 高等学校(以下 A 高校と略す)は、東京 23 区内にある昼夜三部制の定時制課程の高等学校である。A 高校の入学定員は 1 学年 I 部(午前) 54 人、II 部(午後) 54 人、III 部(夜間) 36 人の計 144 人である。I 部(午前)では、しっかり学び、大学等への進学を目指す生徒に対応した教育活動を行い、II 部(午後)は、じっくり学び、進学・就職を目指す生徒や部活動にはげむ生徒に対応した教育活動を行い、III 部(夜間)では、ゆっくり学び、就職・進学を目指す生徒や、部活動に励む生徒に対応した教育活動を行うことを目標としている。生徒が所属する部以外の部(他部)の授業を積極的に受講することにより、卒業に必要な 74 単位を修得することで、3 年間で卒業することができる(三修制)。そのため、3 年間で卒業す

る生徒が大多数である。数多くの自由選択科目が設置されており、本稿で取り上げる授業も「シティズンシップ」という名称で学校設置科目として自由選択科目としておかれている科目である。

(2) 「シティズンシップ」の目的

A 高校での「シティズンシップ」は、基本的人権の学習を発展的にとらえ、「受験指導」では重点的に扱えない、参政権や請願権について学ぶことを重点的に考え、法政大学キャリアデザイン学部のゼミナールとの協力により、生徒が身近なものから、主体的に考えるきっかけづくりをすることを目的としている⁵。

そのため、A 高校担当教員は、なぜ権利が認められるのかについて、国民の義務から授業を展開し、納税者として、自分が納めている税金が何に使われるのか、勤労の義務として、高校で学ぶことなどから、なぜ権利があることを理解することでより身近に主権者をと

らえて、生徒の生活に活かすというところまで、持っていくことを理想として授業を行っている（表1参照）。しかし、生徒の生活に活かすという点については、理想であり、数時間の授業で生徒の意識を高めることは現実ではないと認めている。ただし、今回の授業で学習したことが今後、生活の中で役に立つことがあれば良いと考えている。むしろそれこそが「個人の尊厳として大切なことだと思います」⁶と発言している。さらに「欲を言うと誰かがやってくれるという視点から抜けることがむづかしい生徒層です。生徒自身、経験や知識不足など成功経験がある生徒が多くありませんし、学力的にもしっかりと学習した経験のある生徒が少ないため、自分自身では自信がなく、「できないかたまり」の生徒たちです。だからこそ、自分で何ができるか、どういう手段があるか、周りとの意見を成熟させて説得力を持たせるなどのことが必要」⁷だと考えている。

表1 単元（題材）の指導計画と評価計画（20時間扱い）

時数	内容	月曜日	火曜日
1、2時間	基本的人権とは（人権のそもそも論）		7/9
3、4時間	20世紀的基本権を考える		9/3
5、6時間	身の回りから税の使い道を知る		9/10
7、8時間	自らが支えている税、保険料を知る		9/17
9、10時間	税、保険料がなかったら、損をしないためには？		9/24
11、12時間	そもそも政治ってどんなことだろう	10/7	10/8
13、14時間	主権者とは何だろう（選挙権から考える）	10/21	10/29
15、16時間	主権者とは何だろう（請願権から考える①）	11/11	11/5
17、18時間	主権者として行動する（請願権から考える②）	11/18	11/12
19、20時間	まとめ（レポート作成）	11/25	11/19

(3) 授業実践—グループ活動

授業実践は、「授業は生き物」であるため、表Iの「単元（題材）指導計画と評価計画（20時間扱い）」のような計画を事前作成したとしても、ずれが生じる。表2は11月11日に終了した授業実践から再構成した学習指導案である。

授業は3つに分かれた班に、3人の法政大学の学生がファシリテーターで作業を見守る。グループ活動を行う際には、何がゴールで、どんな時間配分で何をするのかを、作業開始前に明らかにすることが必要である。作業内容について、A高校Z教員が板書し、タイマーを使用した。

⁵ A 高校担当教員 Y 作成の授業計画書

⁶ A 高校担当教員 Y の発言より（2019年11月12日）

⁷ A 高校担当教員 Y の発言より（2019年11月12日）

表 2 授業実践から再構成した授業指導案

時	主な学習の活動	主な指導上の留意点
導入	単元名「主権者として行動する（請願権から考える②）」 「気になったこと、変わってほしい」ことに取り組む 前回の内容を振り返り、生徒の課題を整理する。 グループで課題が出されたことを確認する。	前回の模造紙を返却する。
展開	Z先生：説明開始 生徒：前回出された課題の中で、班で共有できるかどうかを話し合う。 ①班で選んだ理由、②共通の課題 自分たちの課題を社会に拡散させる方法を考える。 自分たちの課題を、どのように世の中に共有してもらい、解決を探るのか、その具体的方法を考える。 拡散する方法を共有する。 生徒：自分たちの班の課題・拡散方法を発表する。 拡散させる方法がなぜ有効だと思ったのかを改めて整理・共有する。	生徒の感情が優先され、短絡的な議論にならないように、批判的な立場を生徒に伝えることで、自己の意見をより鮮明にする。 机間指導を行い、積極的に参加していない生徒へ配慮する。 生徒からの質問がない場合は、質問を促す。
まとめ		

各班の作業の進めかたの詳細は記述しないが、率先して司会役を努めながら議論を進めていく班、グループのメンバーが話しながらも、議論から脱線しすぎると誰かともなく議論を戻す班、日本語の指導が必要な生徒には、日本語を確認しながら進めていく班などであった。ファシリテーターの学生達は、作業が止まっている班に積極的に話をかけたり、生徒個人にアイデアを投げかけたり、雑談をしたりするなど、生徒たちの作業が進むようにはたらきかけを行っていた。

授業観察を行っていた筆者が、関心をもったのは、ある班は、休み時間の間も話し合いを続け、発表する際の質問について予想し、その質問に対する回答も考えていたことである。本稿と同じ学校において、主権者教育の授業観察を行った筒井（2016）によれば、「第

1 に非常に多くの生徒たちが、わいわい相談をしながら模造紙に文字やイラストを書く／描くことを楽しんでいること、第2に、そこには興味深い思考と活動の回路がある」ことが、驚きと発見と述べている。第1の点についていえば、イラストを描く生徒が少なかったといえる。第2の点について「まず手を動かすことで疑問が生まれ、疑問が対話を促し、その対話のなかで考え合うという、思考と活動の回路をもっている」とあるが、今回の授業観察でも同様の行為が見られた。今回の授業観察では、課題（学校でできたこと、変わってほしいこと）について拡散する方法を考えて模造紙に記入する作業であった。詳細は記述しないが、ある班の模造紙の記入の仕方は真中に課題を3分野分けて挙げ、解決方法を両端に書くとする（図1）。

図 I 課題の拡散方法

解決方法	課題	解決方法
学校	学校独自の課題	
	行政に関わる課題	政府・東京都
	法律の改正・新法の必要	国会議員へ

3 おわりに

新科目「公共」において、主権者教育の充実が要求されていることから、主権者教育をどのように行くと新学習指導要領の目標を達成できるかという問題関心にもとづき、ある公立高校定時制課程における主権者教育の実践について述べた。ある公立高校定時制課程では、「シティズンシップ」という名称の科目を設置し、主権者教育を行っている。

主権者教育の授業内容は、大多数の学校が行ってい

る模擬投票、政党間の政策・マニフェスト比較の読み比べではなく、生徒それぞれの日常生活・体験から始まり、それを意識化し言語化し、共有し拡散する方法を含めて発表し、質疑応答を行うというものであった。

この授業の試みについて述べたい。筒井（2016）と比較すると科目名は、当初と変更されているが、授業内容は事前準備、法政大学の学生がファシリテーターとして参加するというを含めて、大枠での変更はない。筆者は2017年から「シティズンシップ」におけ

る主権者としての権利という授業内容について授業観察を行っているが、年々洗練されてきていると考える。なぜなら、担当教員はこの授業内容を3年～4年行っており、生徒は毎年変わるが、生徒気質に変化はあまりないため、どのようにすれば生徒が授業内容や活動に積極的に参加できるかを考慮しながら、授業を行っているからだと考える。

この授業は、日常生活・体験から課題発見・課題解決・課題解決活動のそれぞれの場面において、生徒が自分以外の声を聴き、ときにはそこに浮上する葛藤と向き合いながら、課題を解決するために何が必要か考えていくということを行わせている。そして、自分たちなりの課題解決・課題を解決する活動（拡散を含めて）を練り上げている。可能であれば、実際に課題にかかわる様々な人たちに交渉したり力を借りたりしながら、実際に課題解決活動を実現していくことまでできれば、「生きる力」を身につけることができる。生徒たちは、実際に行動することにより多様な人たちとのかわりから学び、課題を解決していく力を獲得していくことができると考える。

東京都立A高等学校のような授業実践は、実践的なカリキュラム構成が難しい進学重視の学校の生徒たちにとっては、日常生活・体験から課題発見・課題解決方法を考えることになり、課題発見・課題解決能力を育成する方法ともいうことができる。

東京都立A高等学校のような授業実践は、ピースタのいう、「実際の民主主義の実践を通した学習」(Biesta, 2011)である。

ピースタの「実際の民主主義の実践を通した学習」について、吉田(2014)は「子どもたちの市民性を育む教育実践であるとともに、実際に社会に参画し、社会をより良くつくり変えていく実践でもある。そのため、大人たちの自明視してきた価値観やルールの問い直しを迫る契機にもなるのである。すなわち、ある一定の価値観を自明視しそこに子どもたちを動員するのではなく、大人もまた様々な意見や価値観の中にも身を置くことで、自らの価値観を反省的に捉え直すことが期待されている」述べている。

最後に法政大学の学生ファシリテーターについて述べる。筒井(2016)は「外部連携というと、授業やイベントの時間中、どれだけ上手く「盛り上げた」かに、となく注意が集まりがちだが、それは皮相的にすぎると述べている。学生の中には高校生の作業活動に積極的に参加するあまり、ファシリテーターの望む方向に誘導しすぎる場面が見受けられる時がある。あくまでも高校生が主体であるということは意識して行うべきである。さらに「外部連携は、丁寧な準備があつてこそ、より良きものへと練り上げられるのであるから、

準備段階での学生たちの貢献力を高めるよう、学習指導案の吟味や生徒データの収集・入力・分析の方法などについて大学教員が指導することが不可欠である。そしてまた、外部連携は「打ち上げ花火」で終わっては意味がない。今年度の経験を来年度に引き継ぎ、内容の改善ができるか。メンバーが少しずつ入れ替わるなかで、学習の実践共同体は持続していかなくてはならない」(筒井:2016)と述べられているが、4年間継続しており、大学生の丁寧な準備が感じられ、より良いものになっているといえる。

引用・参考文献

- 遠藤野ゆり(2017)「総合的な学習時間において育成される力とその課題—課題発見・解決能力の育成に向けて—」『法政大学教職課程年報』VOL.15 2017年度版 3-8頁
- 坂井清隆(2019)「シティズンシップ教育実践の研究—シティズンシップ教育実践のための理論的基盤の明示—」『福岡教育大学大学院教職実践専攻年報』第9号 53-61頁
- 筒井美紀(2016)「公立高校定時制課程における「人間と社会」の時間を活用した主権者教育の実践——大学生との協働学習をふり返る——」『生涯学習とキャリアデザイン』法政大学キャリアデザイン学会 14巻 1号 115-127頁
- 古田雄一(2014)「シティズンシップ教育研究の観点から」『日本学習学会年報』10巻 28-31頁
- 河合塾(2018)「高等学校学習指導要領分析」(2020年1月20日閲覧)
<https://www.kawai-juku.ac.jp/highschool/analysis/civics/public/>
- 『高等学校学習指導要領(平成21年告示 平成26年1月一部改訂)解説 公民編』(2009)文部科学省(2020年1月20日閲覧)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/10/01/1282000_4.pdf
- 『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 公民編』(2018)文部科学省(2020年1月20日閲覧)
https://www.mext.go.jp/content/1407073_04_1_2.pdf
- Biesta, G. J. J. (2011) Learning Democracy in School and Society: Education, Lifelong Learning, and the Politics of Citizenship. Rotterdam, NL: Sense Publishers. (= ガート・ピースタ(著) 上野正道・藤井佳世・中村(新井)清二(訳)(2014)『民主主義を学習する—教育・生涯学習・シティズンシップ』勁草書房。)